

2012年度事業計画

自 2012年4月 1日

至 2013年3月31日

日 本 財 団

目 次

1. 方 針.....	2
2. 事業計画.....	3
2.1 助成事業.....	3
(1) 海洋船舶関係事業	
(2) 公益・福祉関係事業	
2.2 海外協力援助事業.....	6
2.3 国内協力援助事業.....	7
2.4 情報公開事業.....	7
2.5 調査研究事業.....	8
2.6 寄付文化醸成事業.....	8
2.7 ビル運営事業.....	8
2.8 貸付事業.....	9

1. 方針

当財団の活動費の源であるモーターボート競走事業の売上は、近年業界関係者の一致団結した特段の努力により、他の公営競技と比べ下げ止まり傾向にある。こうした状況の中、当財団としては財団運営の透明性、効率性を一層図るとともに、これまで以上に優先順位をもって事業を実施することで限られた資金を有効に活用していく。

当財団にとって 2012 年度は創立 50 周年の節目の年に当たる。社会変革を促進するリーダーとして社会から一層、必要とされる存在になるべく、過去の業績を発展的に再評価することで新たな 50 年に向けた決意を示す所存である。

国の債務が約 1,000 兆円に上る今日、多様化する社会問題を解決するには、「官」だけに依存するのではなく、民間が主体的に参画し、それに取り組む必要がある。「民」による「民」の活動を支えるには新たな財源が必要であり、国民と企業による寄付金が大きな役割を担うことになる。個人及び企業からの寄付金による事業に関しては、寄付者の厚意を尊重しつつ、これまでの 50 年間に培ってきたノウハウを活かして、国や地方自治体では解決できない社会問題に積極的に取り組みたいと考える。

先の東日本大震災では、「支援金」という新しい概念と、その活用の効果を広く日本社会に浸透させることができた。本年度からは、時代の要請に合致した寄付文化の醸成を事業の柱のひとつに立ち上げ取り組むこととする。

2012 年度の事業計画及び収支予算は、こうした認識に立って 2011 年 12 月に策定した「事業計画及び収支予算作成の基本方針」に基づき作成及び編成した。業務の遂行に当たっては、透明性と公正性を一層高め、財団の活動指針「七つの鍵」を遵守する。

日本財団活動指針「七つの鍵」

- ① あまねく平等にではなく、優先順位を持って、深く、且つ、きめ細かく対応すること
- ② 前例にこだわることなく、新たな創造に取り組むこと
- ③ 失敗を恐れずに速やかに行動すること
- ④ 社会に対して常にオープンで透明であること
- ⑤ 絶えず自らを評価し、自らを教育すること
- ⑥ 新しい変化の兆しをいち早く見つけて、それへの対応をすること
- ⑦ 世界中に良き人脈を開拓すること

2. 事業計画

2.1 助成事業

事業計画策定に当たり、新規事業については、目的、計画の具体性、実施の方法と体制、成果の見通し等について多角的に審査した。さらに新たな視点に立って時代や社会の変化に即した民間主導の独自性のある事業については特に配慮した。

継続事業については、社会情勢に対応する事業の役割と期待される成果を勘案して、その必要性を再確認し見直しを行った。

また、事業年度開始後に実施の必要が生じた事業に対応するため、年度内募集を実施する。

なお、本事業は「1号交付金補助業務規程」「2号交付金補助業務規程」に基づき実施する。

(1) 海洋船舶関係事業

本事業は、船舶関係事業、海難防止事業等の振興のために実施する事業である。

わが国の造船・舶用業界は、近年の中国、韓国的大幅な生産能力の拡張による船腹需給ギャップの拡大や、急激な円高の進行による国際市場での競争の激化が予想されている。また、2007年に海洋基本法が施行され、沿岸域の総合的管理体制の構築や海洋教育の推進が急務となっているが、取り組みは依然として縦割りで行われており、総合的な取り組みに関する体制構築や連携の促進が求められている。特に、地域における体制や連携を構築し、持続するためには、地域資源を持続的に循環する仕組みをどのようにして構築するかが重要な課題となってきた。

海外に目を向けると、例えばマラッカ・シンガポール海峡では、「協力メカニズム」の中核となる「航行援助施設基金」が沿岸国や利用国・民間により設置され、厳しい世界経済情勢ではあるものの、今後は、船主や荷主の民間海運業界団体の積極的、自主的な協力を、CSRという観点から促進することが重要となる。海洋環境面では、船舶排出ガス等の従来からある海の上の環境問題だけでなく、マグロやうなぎのような日本人にとって馴染み深い魚が国際社会での議論の対象とされることに代表されるように、水産資源管理等の海の中の問題への対応が今後ますます重要となってきた。

このように国際海事社会が直面している海洋の諸問題については、個々の政府による一方的、単一的な措置のみで対処するのは極めて困難なことであり、IMOなどの国際機関を中心とした各国協働による対策や民間との連携を促進するとともに、共通の課題解決に向けた仕組みづくりにも取り組まなければならない。また、複雑化する海洋問題に対応していくために、国際社会で活躍できるよう教育・訓練された人材の育成を量的にも質的にも促進する必要性が、世界全体としても国内としてもと

もに高まっている。

これらを踏まえ、2012年度は、多様な分野、関係者の「つながり」を創り出すことを意識した上で、下記に掲げる支援の柱に沿って事業展開を図る。

1) 船舶、海運に関する技術の研究・開発と産業の基盤強化

世界的に高まる環境問題に対応する技術の研究開発や国際基準等の作成、海外における積極的な情報収集などを行うことや技術の伝承及び人材育成等、産業基盤の強化を図るための活動

2) 海洋に関する研究及び情報・体制の整備

ア. 国際的な海洋問題に効果的に対処するために必要な知識、能力を持った人材の育成を図るため、大学や国際機関等との連携をとりながら、次世代に向けた学際的な講座の設置など教育及び研究を推進する活動

イ. わが国の「海洋基本法」の制定に伴い、「海に守られた日本から、海を守る日本」に向けて、陸からの視点ではなく海からの視点に基づく総合的な海洋政策の立案・実行を積極的に推進し、支えるための民間の活動

ウ. 地球規模で進行する漁業資源の減少に対処するために必要な、総合的、持続的な資源管理の取り組み

3) 航行の安全確保及び海上災害対策

マラッカ・シンガポール海峡の国際的な安全管理体制を促進させる事業など、航行安全、海洋環境保全等に関わる諸問題に取り組む活動

4) 海・船に関する国民の理解促進

生活を取りまく様々な場や機会を利用して、専門家や研究者にとどまりがちな海・船の知識や重要性を広く一般に普及・啓発するための活動

ア. 博物館等が行う海や船に関する企画展の開催や造船所の見学会、体験学習等を通じた理解促進活動

イ. 海に親しむ活動の推進

ウ. 海とともに暮らしてきた人々の生活文化や技術を後世に継承するための活動や地域の発展を目指す持続可能な活動

5) 東日本大震災における海からの視点に基づく復興支援

(2) 公益・福祉関係事業

本事業は、観光、体育、社会福祉等、公益の増進を目的とし実施する事業である。

近年我が国では、地域の古き良き文化が崩壊し、人と人の絆も薄れつつある。また人間の命や尊厳が軽んじられる風潮も見受けられ、総じて「もの」を大切にしようとする文化や良き価値が損なわれつつある。

こうした状況下、より良い社会を創造するため、行政、企業 CSR と公益セクターの三者が調和のとれた活動をしている社会を目指すことが重要であると認識する。国内における公益活動やボランティア活動への支援においては、「もったいないをカタチに」という理念のもと、より良い社会の実現に向けてこれら三者の触媒の役割を果たしていく。

2012年度は下記に掲げる支援の柱に沿って事業を行う。

- 1) ひとり一人の尊厳が重んじられる社会を目指して
 - ア. 障害者の地域社会や社会参加を支える仕組みづくり
 - イ. ホスピス・プログラム
 - ウ. 学生の活力を形にする学生ボランティア活動

- 2) コミュニティ内の絆が強い社会を目指して
 - ア. 地域での暮らしを支える、障害者の就労を支援する福祉車両の配備
 - イ. 郷土に伝わる伝統や文化への理解を深める活動
 - ウ. 地域課題解決のためのチャリティ事業
 - エ. 地域のつながりをつくる青パトの配備

- 3) 自然と調和し、健康で文化的な生活をしている社会を目指して
 - ア. 農業復興のための先駆的な仕組みづくり
 - イ. 防災林を目的とした学校等への植樹

- 4) 東日本大震災における復興支援

2. 2 海外協力援助事業

国際的な医療、保健、衛生又は社会福祉の増進、国際親善の推進、海事・海洋に関する事業の振興、および災害救援活動を目的として実施する事業である。

世界は、貧困、飢餓、疾病、紛争など国境を越えた多くの課題に直面している。日本の国際貢献や民間非営利組織の果たすべき役割が一層期待される中、海外協力援助事業では、これら地域的・地球的課題を解決し、社会的弱者を救済し、より良き世界、より良き未来を実現するための活動を支援する。

各国政府のみでは解決できない諸課題に対応するには、ニーズを的確に捉えて迅速、柔軟に効率的な支援を国際的に行うこと、そして、有効な解決方法を模索し、実践につなげていくには、豊富な知識と経験をもとに活動する人材の育成と人的ネットワークを構築することが重要である。

2012年度は、以下を2本の柱として、国連・国際機関、NGOをはじめとする社会セクター、地域コミュニティーなど、多様なセクターの環境の変化に柔軟に対応した取組みを支援する。

なお、本事業は「海外協力援助業務規程」に基づき実施する。

1) 相互理解の促進と国際的ネットワークを構築する事業

人材育成とネットワークの構築、日本に対する理解促進と日本の持つリソースの活用、日系社会に対する支援、「次世代へ海を引き継ぐ」をテーマにした事業展開など、諸問題を根本から解決し、新たな価値観や文化を生み出すために不可欠な相互理解の促進と国際的ネットワークの構築を目指す。

2) BHN（ベーシック・ヒューマン・ニーズ）を充足する事業

プライマリーヘルスケアにおける伝統医療の活用、アフリカ等における食糧増産、視聴覚障害者支援、アジアにおける義手義足の提供及び義肢装具士の育成、基礎教育の向上、ハンセン病の制圧及び社会的差別の解消などの事業を通じて貧困、病苦を緩和し、貧しく社会的なハンディを持つ人々が自立し、健やかな生活を送ることがきる社会を目指す。

2. 3 国内協力援助事業

主に法人格の無いボランティア団体等が行う活動を支援する事業である。対象とする事業の分野並びに事業を実施するための支援の柱は、2.1 助成事業の(1)海洋船舶関係事業及び(2)公益・福祉関係事業と同様であるが、青パトの配備やチャリティ事業の推進など、より地域に密着したものが特色であり、市民の知恵と工夫を活かした活力あるまちづくりを目指す。

なお、本事業は「国内協力援助業務規程」に基づき実施する。

2. 4 情報公開事業

当財団がより良い社会への変化を促す引き金の役割を果たすため、また社会に対して常にオープンで透明であるために効果的かつ効率的な情報の発信・公開を行う事業である。前年度と同様に、ボートレースの交付金が当財団を通じて、世の中のために役立てられていることを広く周知していく。

新聞や雑誌などの広告は必要最小限にとどめ、ウェブサイト上で展開しているサービスを最大限に活用した広報活動を徹底して進める。具体的にはホームページをさらに充実させるほか、ブログマガジン、YouTube、Twitter、facebook などソーシャルメディアを活用し、当財団や助成団体の活動を積極的に紹介していく。また、海外の人々の理解を促進させるため、英語での情報発信にも力を入れていく。

また、創立 50 周年を迎え、当財団の哲学や使命を周知するとともに、組織や活動に対するイメージや認知度の向上を図り、社会から信頼される組織の確立、事業の質的向上、さらなる寄付文化の醸成、ボートレース事業の理解促進を目指す。

以上の方針のもと、経費節約に努めながらも、効率的に質の高い情報をより多く提供していくことで、効果的な情報公開の実現を目指す。

2. 5 調査研究事業

新規事業の発掘を中心に助成事業、協力援助事業の質的向上を図ることを目的に財団自らが行う事業である。2012年度も引き続き、先駆的かつ波及的効果が期待できる助成事業を発掘するための調査研究を積極的に推進する。また、助成事業及び協力援助事業について外部評価機関による評価と財団自らによる評価を実施し、事業の透明性の一層の向上を図るとともに、当財団自身の事業と組織についても外部評価機関による評価を行う。さらに、公益活動の活性化及び公益団体の自立促進、新規事業の発掘を目的として「CANPAN」の充実を図り、助成事業の効率化・活性化を目指す。

2. 6 寄付文化醸成事業

わが国の寄付文化を醸成することを目的に実施する事業である。

民間非営利活動の多くが助成金や寄付金によって行われているものの、多くの寄付金は限られた寄付者に支えられているのが実情である。様々な社会問題を解決していくために必要な寄付金の規模は、欧米諸国に比べ格段に小さい。

そこで、寄付金を自ら集めるだけでなく、寄付金によって社会問題を解決するための事業を、自ら実施すると共に支援していくことで、わが国の寄付文化をさらに醸成していく。

なお、本事業は「寄付文化醸成業務規程」に基づき実施する。

1) 寄付文化の普及に向けた活動

ウェブサイトやソーシャルメディアを活用した寄付に関する情報の展開や企業の社会貢献活動に関する周知を行う。

2) 自ら事業を企画・実施することによる寄付モデルの構築

個人や企業から寄せられた寄付金を基に、直接的に事業を行う。

3) 企業等のリソースを活用した非営利組織の支援

個人や企業から寄せられた寄付金を基に、非営利組織が行う事業を支援する。

2. 7 ビル運営事業

公益活動を行う団体に低廉な賃貸料で活動スペースを提供するとともに、当財団を中心に入居団体の協調、情報の共有及び効果的な情報発信を行うことを目的に日本財団ビル、日本財団第二ビルの運営を行う。

2. 8 貸付事業

本事業は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行う事業である。

造船関係貸付事業の融資対象者である造船関係事業者は、近年の中国、韓国的大幅な生産能力の拡張の中、供給過剰からくる船価の下げ圧力や原材料の高騰、急激な円高等、極めて厳しい受注環境におかれている状況である。

こうした動きの中にあって、造船関係事業者に対し安定した融資を一貫して行ってきた本制度への期待は依然大きく、今後も底堅い資金需要が見込まれる。

これらの状況を踏まえ、2012年度も中小企業を中心とした造船関係事業者に対して、安定的な資金の供給を積極的に行うことで、経営基盤強化に資することとする。